

## 財 産 目 録

平成 30 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金	みずほ銀行多摩センター支店他	—	運転資金	—	—	61,585,293
事業未収金		—	延長保育料3月分他	—	—	3,878,685
未収補助金		—	八王子市市加算他	—	—	9,617,450
立替金		—	育休職員住民税他	—	—	262,927
前払金		—	平成29年度分	—	—	328,985
仮払金		—	所得税過納付分	—	—	7,840
流動資産合計						75,681,180
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
建物	東京都八王子市松が谷14	昭和51年度	第2種社会福祉事業である めぐみ第一保育園に使用している。	132,083,940	104,598,481	27,485,459
	東京都八王子市鍵水2-79	平成11年度	第2種社会福祉事業である めぐみ第二保育園に使用している。	203,521,710	76,532,464	126,989,246
基本財産積立資産	八王子松が谷郵便局	—	—	—	—	1,000,000
基本財産合計						155,474,705
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	東京都八王子市松が谷14	平成16年度	第2種社会福祉事業である めぐみ第一保育園に使用している。	1,650,733	1,331,886	318,847
	東京都八王子市鍵水2-79	平成20年度	第2種社会福祉事業である めぐみ第二保育園に使用している。	630,000	130,515	499,485
構築物		—	第2種社会福祉事業である めぐみ第一保育園、めぐみ第二保育園に 使用している。	51,028,293	42,708,149	8,320,144
車輛運搬具		—	公德福祉会が使用している。	150,000	149,999	1
器具及び備品		—	第2種社会福祉事業である めぐみ第一保育園、めぐみ第二保育園に 使用している。	61,920,702	53,297,107	8,623,595
権利		—	第2種社会福祉事業である めぐみ第二保育園に使用している。	—	—	107,280
ソフトウェア		—	第2種社会福祉事業である めぐみ第二保育園に 使用している。	788,470	702,069	86,401
退職給付引当資産	(社) 東京都社会福祉協議会	—	退職金支払のための外部拠出金	—	—	59,433,124
人件費積立資産	みずほ銀行多摩センター支店他	—	将来における人件費の目的 のために積み立てている。	—	—	35,000,000
保育所施設・設備整 備積立資産	みずほ銀行多摩センター支店他	—	将来における施設設備整備の目的 のために積み立てている	—	—	90,064,200
都施設整備費積立資産	三菱東京UFJ銀行多摩センター支店他	—	—	—	—	5,603,704
その他の固定資産合計						208,056,781
固定資産合計						363,531,486
資産合計						439,212,666

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	社会保険料3月分他	—		—	—	16,437,264
1年以内返済予定 備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	4,360,000
預り金	保護者からの預り金	—		—	—	346,659
職員預り金	社会保険料3月分他	—		—	—	2,960,525
仮受金		—		—	—	36,204
流動負債合計						24,140,652
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	1,520,000
退職給付引当金		—		—	—	59,433,124
固定負債合計						60,953,124
負債合計						85,093,776
差引純資産						354,118,890

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。

また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。

- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。